

燃料高騰緊急特別対策事業実施要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

第1条 (目的)

燃料高騰により物流の安定供給ができなくなる恐れがあるため、会員企業の経営の安定化及び継続的な事業経営を目指し、緊急的に近代化基金を活用し経営の安定化を図ることを目的とする。

第2条 (補助要件)

一般貨物運送事業の用に供する車両を保有し、下記すべてに該当する事業者であること。

1. 一般社団法人山梨県トラック協会（以下、協会という）の会員事業者であること。
2. 会費の未納が無い又は滞納についても、完済計画により確実に会費が納入されていること。
3. 補助対象車両については、所有者又は使用者のいずれかが会員事業者名義であること。

第3条 (補助額)

1. 補助額は下記の通りとする。
 - ・普通車 … 15,000円/台
 - ・小型車 … 8,000円/台
2. 上記助成単価に基づき計算した結果、1社あたりの補助対象上限額は650,000円までとする。

第4条 (補助対象基準日及び申請期間等)

対象となる会員資格及び車両数の基準日並びに申請期間は下記の通りとする。

- ・ 会員の資格及び登録車両数の基準日
会員資格…令和4年9月26日 現在
登録車両数…令和4年9月1日 現在 (会費請求基礎数値)
- ・ 申請受付期間
令和4年11月1日～令和4年12月28日 (予定)

第5条 (申請方法)

申請しようとするものは、別添様式1を使い必要書類を添えて、協会事務局へ郵送又は窓口持参にて提出すること。

第6条 (補助金の支払い)

協会事務局は、提出された申請書の内容を精査したうえで、会員指定の口座へ振り込みを速やかに行う。

第7条 (その他)

本要綱に定めのない事案については、執行部において協議し決定したのちに対応を図る。

第8条 (附則)

本要綱は、令和4年11月1日から適用する。